安全データシート

PREMA INNERLINER OVERBUFF SEALANT

JIS Z 7253 : 2019 に準拠
作成日: 2005/05/31　改訂日: 2025/02/20　バージョン: 1.6
SDS 番号: 00623-0004

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称　: PREMA INNERLINER OVERBUFF SEALANT
製品コード　: PLOS-16 (SKU No. 2209150)

会社情報

仕入先
PREMA GmbH
94081
Fürstenzell Aspertsham 40
T +49 (0) 8502 917 150 0

輸入業者
PREMA TYRE SUPPLIES, LTD.
Tokyo 160-0022, JAPAN 1-25-14 Shinjuku, Shinjuku-ku, No.2
Sekine Bldg. 2F
T +81-3-3358-6908

SDS 担当の有資格者の電子メールアドレス: sds@gbk-ingelheim.de

緊急連絡電話番号
緊急連絡電話番号　: INTERNATIONAL: +49 - (0) 6132 - 84463, GBK GmbH (24h - 7d/w - 365d/a)

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分 2
健康に対する有害性	皮膚腐食性／刺激性	区分 2
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3 (麻酔作用)
	誤えん有害性	区分に該当しない
環境に対する有害性	水生環境有害性　短期（急性）	区分 3
	水生環境有害性(慢性)	区分 2

ラベル要素

絵表示 (GHS JP)

注意喚起語 (GHS JP)　: 危険

危険有害性 (GHS JP)　: 引火性の高い液体及び蒸気 (H225)
皮膚刺激 (H315)
眠気又はめまいのおそれ (H336)
水生生物に有害 (H402)
長期継続的影響によって水生生物に毒性 (H411)

注意書き (GHS JP)

安全対策　: 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
適切な保護手袋、保護服、保護眼鏡、顔面の保護を着用すること。(P280)
環境への放出を避けること。 (P273)

応急措置　: 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
(P305+P351+P338)
気分が悪いときはポイズンセンター、医者に連絡すること。 (P312)

他の危険有害性

分類に寄与しないその他の危険有害性　：蒸気は空気と爆発性混合物を形成する。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別　：混合物
コメント　：脂肪族炭化水素中での調製。

名前	濃度 (%)	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
すす	< 15	C	(5)-5222;(5)-3328	-	1333-86-4
炭水化物、C6-C7、n-アルカン、イソアルカン、シクロアルカン, < 3% n-ヘキサン	< 50	-	-	-	64742-49-0
炭水化物、C6、イソ、< 3% n-ヘキサン	< 20	Fórmula química no especificada	-	-	64742-49-0

4. 応急措置

応急措置

応急措置 一般　：汚染された衣類は直ちに脱ぐ。
症状が治まらない場合は医師に相談する。
被害者を危険領域から運び出す。。

吸入した場合　：蒸気または分解された製品を誤って吸入した場合、通気性のいい場所に連れてゆく。
医師の診断／手当てを受けること。

皮膚に付着した場合　：皮膚への刺激が続く場合は医師の手当てを受ける。
最後にスキンクリームでケアする。
多量の水と石鹸で洗い流す。

眼に入った場合　：まぶたの裏側も含め、直ちに多量の水で最低でも 15 分間洗眼すること。
直ちに眼科医の診察を受ける。

飲み込んだ場合　：注意、飛散の危険あり。
直ちに医師に連絡すること。
無理に吐かせてはいけない。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

症状/損傷 吸入した場合　：眠気又はめまいのおそれ。
症状/損傷 皮膚に付着した場合　：皮膚刺激。
症状/損傷 飲み込んだ場合　：誤えん有害性。

医師に対する特別な注意事項

処置　：対症的に治療すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	: 水噴霧、乾燥粉末消火剤、水溶性液体用泡消火薬剤、二酸化炭素
使ってはならない消火剤	: 多量のウォータージェット
火災危険性	: 引火性の高い液体及び蒸気。
爆発の危険	: 物質は爆発性ではない。 蒸気/爆発性気体の混合が形成されることがある。
火災時の危険有害性分解生成物	: 火災の場合：危険な分解生成物が形成される、 炭素酸化物(CO、CO2)、 硫黄酸化物
消火方法	: 安全な距離と保護された場所から消火活動を行う。
消火時の保護具	: 適切な保護具を着用して作業する。 自給式呼吸器。 完全防護服。
火災の予防策	: 水スプレージェットで危険にさらされた容器を冷却。
その他の情報	: 蒸気は空気より重く、床に沿って拡散することがある。 空の未洗浄の容器内でも、蒸気と空気の混合による起爆性がある。 火災残留物や汚染された消火水は当該地の規定に従って廃棄する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

一般的措置	: 蒸気が発生した場合は、適切な呼吸器を使用する。 適切な換気を確保する。 危険エリアから避難する。

非緊急対応者

応急処置	: 皮膚、眼、あるいは衣服との接触を避ける。 蒸気を吸い込まない。

緊急対応者

保護具	: 適切な保護具を着用して作業する。 詳細については、第 8 項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項	: 排水溝/地上水/地下水に混入させないこと。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

封じ込め方法	: 流出した液体は封じ込める。
浄化方法	: 廃棄するため、塵取りで清掃するか取り除き、密封された容器に入れる。 不活性吸収剤(砂、おがくず、ユニバーサル結合材、シリカゲル等)で吸収する。
その他の情報	: 物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策	: データなし

安全取扱注意事項	: 防爆型装置を使用する。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 禁煙。 火気や発火源から遠ざける。 作業所の十分な換気を確保する。 蒸気は空気より重く、床に沿って拡散することがある。 容器をしっかりと閉じてください。
接触回避	: データなし
衛生対策	: 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。。 製品取扱い後には必ず手を洗う。

保管

安全な保管条件	: 換気の良い場所で保管すること。 涼しいところに置くこと。 容器を密閉しておくこと。 施錠して保管すること。
安全な容器包装材料	: データなし
技術的対策	: 容器を接地すること／アースをとること。
混触禁止物質	: 酸化性物質。
混合保管に関する情報	: 酸化剤から離して保管すること。 動物用のものも含めて、食べ物や飲み物から離れた所に保存する。

8. ばく露防止及び保護措置

監視方法	: 特定のばく露サンプリング法はありません
生物学的モニタリング法	: 特定のばく露サンプリング法はありません

すす (1333-86-4)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	第 2 種粉塵 (結晶質シリカ含有率 3% 未満の鉱物性粉塵，カーボンブラック) # Dusts Class 2 (Dusts containing less than 3% crystalline silica, Lampblack)
許容濃度	1 mg/m³ 吸入性粉塵 4 mg/m³ 総粉塵
規則参照	JCDB の調査による
日本 - ばく露限界値 (厚生労働大臣が定める濃度の基準)	
現地名	カーボンブラック
8 時間濃度基準値	0.3 mg/m³ レスピラブル粒子として
規則参照	労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項（令和 7 年 10 月 1 日適用物質）

設備対策 : 作業所の十分な換気を確保する。

保護具

機器	フィルタタイプ	条件	規格
ガス用フィルター付呼吸用保護具	タイプ A - 高沸点（>65°C）の有機化合物	換気が不十分な場合着用すること	EN 14387

手の保護具 : この推奨は実験室条件下における化学的適合性および EN 374 準拠テストにのみ基づく、適用次第では異なる要件が生ずる。そのため、保護手袋納入業者の推奨を更に配慮すること

タイプ	素材	透過	厚さ (mm)	浸透	規格
耐化学薬品手袋	ニトリルゴム (NBR)	6 (> 480 分)	0,4		EN ISO 374

タイプ	適用分野	特徴	規格
防護眼鏡 (EN 166)	液体が飛散する可能性がある		EN 166

タイプ	規格
化学的な製品に抵抗力のあるエプロン	EN 467

環境へのばく露の制限と監視 : 環境への放出を避けること。

その他の情報 : 製品取扱い後は、直ちに手を洗う。
本製品を使用する場所で、飲食・喫煙は行わない。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
蒸気を吸入しない。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 : 液体
外観 : 液体
色 : 黒色
臭い : 炭化水素のような臭い
pH : データなし
融点 : データなし
凝固点 : データなし
沸点 : 60 – 95 °C
引火点 : -24 °C DIN EN ISO 3679
自然発火点 : 413 °C
分解温度 : データなし
可燃性 : 適用されず
蒸気圧 : 150 hPa 20°C
相対密度 : データなし
密度 : 0.83 g/cm³
相対ガス密度 : データなし
溶解度 : 混合不可能。20°C で。
水: 不混和性
Log Pow : データなし
爆発特性 : 物質は爆発性ではない。引火性／爆発性蒸気－空気混合物を形成することがある。
爆発限界 (vol %) : データなし
爆発限界 下限 (LEL) : 1 vol %
爆発限界 上限 (UEL) : 7.3 vol %
酸化特性 : 非酸化
粘性率 : 6000 mPa·s
動粘性率 : > 20.5 mm²/s @ 40 ° C

VOC 含有量	: < 70 %
粒子特性	: データなし
粘性	: 454 s (6 DIN EN ISO 2431, 23 °C)
溶剤の成分	: 60 - 70 %
溶剤分離試験(%)	: 0 %

10. 安定性及び反応性

反応性	: 指定通り保管し使用する限り分解しない。
化学的安定性	: 通常の条件下では安定。
危険有害反応可能性	: 酸化剤と反応。
避けるべき条件	: 蒸気/空気混合物は急激に加熱すると爆発性である。熱分解を避けるため、熱しすぎない。高温面との接触を避ける。熱。炎や火花の禁止発火源をすべて断つ。
混触危険物質	: 酸化剤。
危険有害な分解生成物	: 危険有害な分解生成物は知られていない。熱分解により次のものを生成する：炭素酸化物(CO、CO2)。硫黄酸化物。

11. 有害性情報

潜在的な健康有害性及び症状	: 嚥下した場合、胃の刺激症状、吐き気、嘔吐、下痢を引き起こす恐れがある、高濃度の蒸気による症状：頭痛、吐き気、めまい、眼に入った場合、刺激性が疑われる。
急性毒性 (経口)	: データなし
急性毒性 (経皮)	: データなし
急性毒性 (吸入)	: データなし

すす (1333-86-4)	
LD50 経口	8000 mg/kg

炭水化物、C6-C7、n-アルカン、イソアルカン、シクロアルカン, < 3% n-ヘキサン (64742-49-0)	
LD50 経口 ラット	> 2000 mg/kg
LD50 経皮 ラット	> 2000 mg/kg
LC50 吸入 - ラット	> 20 mg/l/4h

炭水化物、C6、イソ、< 3% n-ヘキサン (64742-49-0)	
LD50 経口 ラット	> 2000 mg/kg
LD50 経皮 ラット	> 2000 mg/kg
LC50 吸入 - ラット	> 20 mg/l/4h

皮膚腐食性／刺激性	: 皮膚刺激
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: データなし
呼吸器感作性	: データなし
皮膚感作性	: データなし
生殖細胞変異原性	: データなし
発がん性	: データなし

すす (1333-86-4)	
IARC グループ	ヒトに対して発がん性が疑われる

生殖毒性 : データなし

特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 眠気又はめまいのおそれ

特定標的臓器毒性(反復ばく露) : データなし

すす (1333-86-4)	
LOAEC (吸入、ラット、粉じん/ミスト/煙、90 日)	0.0071 mg/l air ラット, 女性
NOAEL (経口、ラット、90 日)	> 1000 mg/kg BW ラット, (OECD 408 法)
NOAEC (吸入、ラット、粉じん/ミスト/煙、90 日)	0.0011 mg/l air ラット, 女性

誤えん有害性 : 区分に該当しない

12. 環境影響情報

生態毒性

生態系 - 全般 : 長期継続的影響によって水生生物に毒性。

水生環境有害性　短期（急性） : 水生生物に有害

水生環境有害性(慢性) : 長期継続的影響によって水生生物に毒性

すす (1333-86-4)	
EC50 72h - 藻類 [1]	> 10000 mg/l Desmodesmus subspicatus
EC50 72h - 藻類 [2]	> 10000 mg/l
炭水化物、C6-C7、n-アルカン、イソアルカン、シクロアルカン, < 3% n-ヘキサン (64742-49-0)	
LC50 魚 1	1 – 10 mg/l
EC50 ミジンコ 1	1 – 10 mg/l
EC50 72h - 藻類 [1]	10 – 100 mg/l
炭水化物、C6、イソ、< 3% n-ヘキサン (64742-49-0)	
LC50 魚 1	1 – 10 mg/l
EC50 ミジンコ 1	1 – 10 mg/l
EC50 72h - 藻類 [1]	10 – 100 mg/l

残留性・分解性

PREMA INNERLINER OVERBUFF SEALANT	
残留性・分解性	データなし

生体蓄積性

PREMA INNERLINER OVERBUFF SEALANT	
生体蓄積性	データなし

炭水化物、C6-C7、n-アルカン、イソアルカン、シクロアルカン, < 3% n-ヘキサン (64742-49-0)	
生体蓄積性	潜在的に生物蓄積性がある。

土壌中の移動性

PREMA INNERLINER OVERBUFF SEALANT	
土壌中の移動性	データなし

オゾン層への有害性

オゾン層への有害性 : データなし

その他の有害な影響

その他の情報 : 表層水、または下水に流さない

13. 廃棄上の注意

推奨製品/梱包処分 : 洗浄不可能な包装は内容物と同様に廃棄すること。
汚染された包装は完全に空にし、適切な洗浄処理をした後で再使用可能。
空容器は、現地のリサイクリング、再生あるいは廃棄処理に引き渡すこと。

廃棄方法 : 廃棄または焼却処分よりリサイクルが好まれる。
現行のローカルな法規に従って、焼却することが可能である。
許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物／容器を廃棄する。

追加情報 : 引火性蒸気が容器内に蓄積することがある。

14. 輸送上の注意

国際規制

UN RTDG / IMDG / IATAに準ずる

国連勧告 (UN RTDG)	海上輸送 (IMDG)	航空輸送 (IATA)
国連番号		
1133	1133	1133
国連正式品名		
接着剤	ADHESIVES	Adhesives
輸送危険物分類		
3	3	3
容器等級		
III	III	III

国連勧告 (UN RTDG)	海上輸送 (IMDG)	航空輸送 (IATA)
環境有害性		
環境有害性 : 適用されず	環境有害性 : 適用されず	環境有害性 : 適用されず

海洋汚染物質 : 適用されず

MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質

他の該当する情報 : （梱包等級PGIII、容量≤ 450ℓ、IMDG国際海上危険物規定2.3.2.2基準

（梱包等級PGIII、容量≤ 30ℓ、IATA国際航空運送協会3.3.3.1.1基準）

国内規制

その他の情報 : （梱包等級 PGIII、容量<= 30ℓ、IATA 国際航空運送協会 3.3.3.1.1 基準）、（梱包等級 PGIII、容量<= 450ℓ、IMDG 国際海上危険物規定 2.3.2.2 基準

15. 適用法令

国内法令

労働安全衛生法 : 第３種有機溶剤等（施行令別表第６の２・有機溶剤中毒予防規則第１条第１項第５号）
適用条件:
有機溶剤を５重量%を超えて含有するもの（有機則第１条二、五）
名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第５７条第１項、施行令第１８条第２号～第３号、安衛則第３０条別表第２）
適用条件:
含有する製剤その他の物。ただし、含有量が１重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。　第１号　令別表第１に掲げる危険物第２号　危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物第３号　酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であって皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（施行令第１８条第３号、安衛則第３０条、令和５年１１月９日告示第３０４号）
【改正後 令和８年４月１日以降】
名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第５７条第１項、施行令第１８条第２号～第３号、安衛則第３０条別表第２）
適用条件:
含有する製剤その他の物。ただし、含有量が１重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。　第１号　令別表第１に掲げる危険物第２号　危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物第３号　酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であって皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（施行令第１８条第３号、安衛則第３０条、令和５年１１月９日告示第３０４号）
危険物・引火性の物（施行令別表第１第４号）
名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２第１項、施行令第１８条

の２第２号～第３号、安衛則第３４条の２別表第２）
石油ナフサ （別表の番号 : 1142） (60 ~ 70%)
カーボンブラック （別表の番号 : 403） (5 ~ 15%)
酸化亜鉛 （別表の番号 : 619） (5%未満)
適用条件:
含有する製剤その他の物。ただし、含有量が０．１重量%未満のものを除く。（施行令第１８条の２第３号、令和５年１１月９日告示第３０４号）
含有する製剤その他の物。ただし、含有量が１重量%未満のものを除く。（施行令第１８条の２第３号、令和５年１１月９日告示第３０４号）
【改正後 令和８年４月１日以降】
名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２第１項、施行令第１８条の２第２号～第３号、安衛則第３４条の２別表第２）
石油ナフサ （別表の番号 : 1142） (60 ~ 70%)
カーボンブラック （別表の番号 : 403） (5 ~ 15%)
酸化亜鉛 （別表の番号 : 619） (5%未満)
適用条件:
含有する製剤その他の物。ただし、含有量が０．１重量%未満のものを除く。（施行令第１８条の２第３号、令和５年１１月９日告示第３０４号）
含有する製剤その他の物。ただし、含有量が１重量%未満のものを除く。（施行令第１８条の２第３号、令和５年１１月９日告示第３０４号）
特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者（法第６６条第２項、施行令第２２条第１項）
適用条件:
第１種有機溶剤、第２種有機溶剤又は第３種有機溶剤を５重量%を超えて含有するもの。ただし、第１種有機溶剤を５重量%を超えて含有するもの及び第１種有機溶剤又は第２種有機溶剤を５重量%を超えて含有するものを除く。（有機則第１条第１項第５号）
濃度基準値設定物質（安衛則第５７７条の２第２項、令和５年４月２７日告示第１７７号、令和５年４月２７日公示第２４号）

水質汚濁防止法 : 指定物質（法第２条第４項、施行令第３条の３）

消防法 : 第２類可燃性固体、硫黄（法第２条第７項危険物別表第１・第２類）
適用条件:
硫黄（法別表第１備考４）。又はこれを含有する固体であって、危険物令第１条の４で定めた試験法において火炎による着火の危険性又は引火の危険性を示すもの（法別表第１第２類８・備考２）
第４類引火性液体、第一石油類非水溶性液体（法第２条第７項危険物別表第１・第４類）
適用条件:
１気圧において、液体であって、危険物令第１条の６で定める試験において引火性を示し引火点が２１℃未満のもの（法別表第１・備考１２）

大気汚染防止法 : 有害物質（法第２条第１項第３号、施行令第１条）
適用条件:
排気
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（中央環境審議会第９次答申）
適用条件:
排気
揮発性有機化合物（法第２条第４項）（有機溶剤中毒予防規則中の該当物質）

適用条件:
排気

海洋汚染防止法 : 油性混合物（施行規則第２条の２）
適用条件:
揮発油の濃度が７５容量%未満のものに限る。
危険物（施行令別表第１の４）
有害液体物質（X類物質）・油性混合物（施行令別表第１第１号イ（８１））
適用条件:
揮発油の濃度が７５容量%未満のものに限る。
有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第１）
有害液体物質（Z類物質）（施行令別表第１）

外国為替及び外国貿易法 : 輸入貿易管理令第４条第１項第２号輸入承認品目「２の２号承認」
適用条件:
（廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】別表第７の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの（別表第６備考）
（廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】ハロゲン化されたものを除く　０．１重量%以上含む物
輸出貿易管理令別表第１の１６の項
輸出承認貨物・特定有害廃棄物等（法第４８条第３項、輸出令第２条別表第２の３５の２の項）
適用条件:
別表第７の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの（別表第６備考）
ハロゲン化されたものを除く。　・別表第５又は別表第６に掲げる物のいずれにも該当しないものを含まない（別表４備考）。

道路法 : 車両の通行の制限（施行令第１９条の１３、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第１２号・別表第２）
適用条件:
１気圧において、液体であって、危険物令第１条の６で定める試験において引火性を示し引火点が２１℃未満のもの（法別表第１・備考１２）
硫黄（法別表第１備考４）。又はこれを含有する固体であって、危険物令第１条の４で定めた試験法において火炎による着火の危険性又は引火の危険性を示すもの（法別表第１第２類８・備考２）

特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法） : 特定有害廃棄物（法第２条第１項第１号イ、平成３０年６月１８日省令第１２号）
適用条件:
別表第７の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの（別表第６備考）
ハロゲン化されたものを除く　０．１重量%以上含む物

水道法 : 有害物質（法第４条第２項）、水質基準（平１５省令１０１号）

下水道法 : 水質基準物質（法第１２条の２第２項、施行令第９条の４）

労働基準法 : がん原性化学物質（法第７５条第２項、施行規則第３５条別表第１の２第７号）
適用条件:
さらされる業務

じん肺法 : 法第２条、施行規則第２条別表粉じん作業
適用条件:
粉じん

16. その他の情報

その他の情報 : 4～ 8 項および 10 ～ 12 項の記述は一部、製品の使用および指定通りの適用に関するものではなく(製品説明書・使用説明書を参照)、事故や異常事態で大量放出が発生した場合に該当する。記述内容は製品の安全要求だけに限定し、現時点での知見に基づいている。出荷仕様は製品のデータシートを参照のこと。データシートに記述された特性内容は法律上の保証規定を保証するものではない。

省略表記:	
ADR	欧州危険物国際道路輸送協定
ADN	危険物の内陸水路による国際輸送に関する欧州協定
IATA	国際航空運送協会
IMDG	国際海上危険物
RID	欧州危険物国際鉄道輸送規則
DOT	DOT
TDG	TDG
EU REACH	化学物質の登録、評価、認可、制限に関する規則(EC) No 1907/2006
GHS	化学品の分類および表示に関する世界調和システム
IARC	国際がん研究機関
vPvB	高残留性、高生物濃縮性物質
PBT	残留性、生物濃縮性、毒性物質
PNEC	予測無影響濃度
CAS	CAS(Chemical Abstracts Service)登録番号
IBC-Code	IBC コード海上輸送における危険な化学物質および有害液体のバルク貨物としての輸送に関する国際安全規則
ATE	急性毒性推定値
CLP	物質／混合物の分類・表示・包装に関する欧州議会および理事会規則(EC) No 1272/2008
BCF	生物濃縮係数
MARPOL 73/78	船舶による汚染防止に関する国際条約
ADG	オーストラリア危険物輸送

免責条項　当該シートに記載されている情報は信頼できる情報をもとにしているが、情報の正確性について明示・暗示を問わずいかなる保証をするものではない。製品の取扱い、使用、保管または廃棄条件は当社の管理外であり、我々の認知するところではないことがある為、製品の取扱い、使用、保管または廃棄によって生じる損失、損害または費用に対する責任は、直接・間接を問わず一切負わない。当該シートは本製品にのみ使用するべきである。本製品がその他の製品の成分として使用される場合は、当該シートに記載されている情報が適用されないことがある。